

Glocal Tenri



12

月刊 グローカル天理 Monthly Bulletin Vol.14 No.12 December 2013

天理大学 おやさと研究所 Oyasato Institute for the Study of Religion, Tenri University

CONTENTS

- 巻頭言
日本の司法権
／深谷忠一 1
- 天理教伝道史の諸相 (24)
山形、秋田の天理教
／早田一郎 2
- 「おふでさき」の有機的展開 (20)
第三号：第九十二首～第一百五首
／深谷耕治 3
- フランスで育つ日本人の子供たちへの
日本語教育 (12)
天理日仏文化協会こども日本語講座の
取り組み⑫
／田中久代 4
- 新宗教のブラジル伝道 (8)
キリスト教の変容⑤
／山田政信 5
- 「いのち」をつなぐ—生死の現象 (24)
死者と生者の間に⑤
／堀内みどり 6
- 「襲のあわいに深く入り込んでいて…」
をめぐって (12)
襲のあわい——その火口⑫
／松田健三郎 7
- ノーマライゼーションへの道程 (22)
福祉のまちづくり⑩
／八木三郎 8
- ヴァチカン便り (5)
進む内部改革
／山口英雄 9
- 平成 25 年度公開教学講座「信仰に生
きる」：『逸話篇』に学ぶ (2)
第 6 講：8 「一寸身上」
／宮田元 10
- English Summary 11
- おやさと研究所ニュース 12
出張報告／新宗連「公開講座」でパネル発表

巻頭言

日本の司法権

おやさと研究所長 深谷忠一 Chuichi Fukaya

筆者の教会に、「将来は弁護士になって人だすけをしたい」と、小学生の頃から言っていた女の子がいました。そして彼女は見事に大学4年生の時に司法試験に合格したのですが、司法研修所での最初の合宿研修が終わって帰ってきた時に、「会長さん、お約束の弁護士ではなく裁判官になってもいいですか？」と聞いてきました。それで、「何故、進路変更…？」とたずねますと、「教官が、(彼女の成績が頭抜けているので) どうしても裁判官になれと薦めるのを断り切れないので…」と言います。

「人を裁く裁判官になって、たとえば、目の前の被告人に“死刑”などと宣告ができるの？」と聞くと、「それは、大丈夫です。(成績順で希望を聞いてくれるので) 民事裁判の担当になれば、双方の和解への調停をするのが主たる仕事ですから、お道の精神を生かして人だすけができます」という。「裁判の本来の目的は、お互いが仲良くできるようにすることです」という彼女の言に納得して、進路を変更することに同意。そして今、彼女は東京地裁で裁判官をしています。しかるに、そういう身近な人物が法曹界にいて、また裁判所も自教会の隣りにありながら、自分では法廷内を見学する機会がなかったのですが、先日、ある刑事事件の被告の身元引受人として、初めて法廷で証言をする経験をしました。

刑事事件の公判では、先ず被告人に黙秘権を説明してから罪状認否に進むのですが、それからは、事前に検察・弁護双方在提出した文書・主張について、判事が自分の理解に誤りがないかを確認し、お互いの主張の法的根拠の正当性を判断するのが主な作業になります。ですから、証人喚問も弁護側が提出した文書の信憑性を担保するのが主な目的で、証言の内容が判決を左右することはまずありません。相手が素人の裁判員なら、証人や弁護士の派手なスタンドプレイも有効かもしれませんが、プロの裁判官相手には、テレビドラマの検事と弁護士のような丁々発止のやりとりなど無駄なのです。判事が双方の提出した文書での意見・主張の整合性を点検した上で、

最後に被告人に弁明の機会を与えた上で結審する、というのが大方の裁判の流れなのです。

このように、筆者が法曹界に知己を持ち、公判の実際を体験した上で思うのは、“日本の司法制度は、世界に誇れる公正無比なものだ”ということです。もちろん、人間のすることですから、“誤審だ、えん罪だ”と言われることも皆無ではないでしょう。しかし、この国の司法の場には、たとえば(どこかの独裁国家のように)政治権力が介入して正義がねじ曲げられる余地はありません。現憲法ができて最初の大法廷で、初代最高裁長官三淵忠彦が宣言した「裁判所は外部の如何なる勢力にも屈することなく、良心に従い、独立してその職権を行使する。憲法及び法律に拘束される他、何らの拘束も受けませぬ」という立場はしっかりと護られていると思うのです。

しかるに、一方、昨今の日本には、別の意味での司法の危機があります。それは、司法についての専門的な訓練も受けず、何ら法的権限も持たないマスコミやネットメディアが、あたかも自分たちに司法権があるかのように振る舞っていることです。興味本位に、いわゆる“不祥事”他人のアラ探しに奔走して、本物の検察なら不起訴にするような些細な事犯でも、“社会を騒がせた罪”などと煽る。任命権者でもないのに“責任者の誰某はいつ辞めるのだ!”などと迫る。時間をかけて事を丸く治めようとするれば“隠蔽”だと騒ぎ、すぐに処置を発表すれば“拙速で粗雑な処分だ”などという。被告人の立場に立たされた人の黙秘権や弁護権は一切認めず、自分たちの指摘が否定されれば“開き直りだ”無視されれば“知る権利の侵害だ”などと大騒ぎ。正式の裁判での手続きは一切省かれ、作られた風評・世論で一方的に断罪されるのです。

このような状況が蔓延すれば、“日本の司法権が歪められ、いずれ何者かによる独裁政権が現出しかねない”とても危険なことであることを、今、マスコミやネットメディアの人たちをも含めて、全ての日本人に認識してもらいたいと思う次第です。